市会ではどんなふうに話し合っているの？

定例会と臨時会

市会には、年に4回（2、5、9、11月頃）開かれる定例会と、必要なときに開かれる臨時会があります。

本会議と委員会

議会には、議員全員が集まって話し合う本会議と、議員が何人かに分かれて話し合う委員会があります。

本会議

議員全員で、市の仕事について話し合い、議案の賛成・反対を決めます。

- **常任委員会**：市の仕事の分野ごとに分かれて、くわしく話し合います。
- **市会運営委員会**：市会がスムーズに開催され、話し合いができるように、市会の運営に関係することを話し合います。
- **特別委員会**：市の特定の問題について審査・調査するために必要な時に置かれます。予算・決算の審査も行います。

本会議では市長が提案した議案について議員が質問するほか、賛成や反対の意見を言います。

ただし、本会議ですべての議案について86人全員でくわしく話し合うことは難しいので、細かい部分は委員会で話し合いをします。最終的に、委員会での話し合いの結果を本会議で聞いて賛成するか反対するかを、多数決で決めます。

委員会には、常任委員会、市会運営委員会、特別委員会の3種類があります。

調べてみよう！ 横浜市にはいくつ常任委員会があるか、調べてみよう！

もっと調べてみよう！ ほかの市ではいくつあるか、比べてみよう！

〇〇市　常任委員会

Column コラム　こどもの意見表明

「子供だからどうせ意見を聞いてもらえない」、そんな風に思っていませんか？すべての子供は、年齢等に応じて、その意見を大切にするよう、市の条例（※）でも定められています（なお、国が批准している「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」や、国が定めている「こども基本法」にも同じ趣旨が定められています）。皆さんに関係する横浜市が進めている仕事でも、皆さんから直接お話を聞いたり、アンケートをお願いしたりしていきます。

※横浜市こども・子育て基本条例

どうやって願いを伝えたらいいの？

請願・陳情

市の仕事などについて、意見や願いがあるときは、誰でも請願書や陳情書を、市会の議長に提出できます（請願書は議員の紹介が必要ですが、陳情書はその必要はありません）。

小・中・高校生の皆さんも提出できます！

選挙

18歳以上になれば、選挙で議員を選ぶ投票ができます。立候補者の考えをよく知って投票することが大切です。投票ができるようになったとき、しっかりと自分で考えて投票できるように、新聞やテレビのニュースを見て関心を持ったことを、図書館やインターネットを利用して調べてみましょう。

私たちの願いはどのように実現するの？

1. 市民の皆さんから市役所や議員へ、公園がほしいという願いを伝えます。

2. 市会議員は、願いを市役所に伝えるなど、市民の皆さんをサポートします。市役所も市民の皆さんの声を聞き、検討して、計画を立てます。

3. 市長は市会に公園をつくる計画を報告したり、公園をつくるために必要なお金の使い方についての案（議案）を出したりします。

4. 本会議では、この議案について話し合います。さらにくわしく話し合うため、担当の委員会を開き、意見を出し合います。

5. 委員会の結果は、本会議で報告されます。本会議では、公園をつくるためにお金を使うか、多数決をとり、最終的な決定をします。これを「議決」といいます。賛成が多く議案が可決されると、公園をつくることが正式に決まります。

6. 市会が決めたことをもとに、横浜市は公園をつくることができます。